

# 2023年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未 修 者)

以下に続く資料は、2023年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイト等に追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイト等をチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、この資料とあわせて、各科目のシラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2023/3/3 現在

# 憲法Ⅰ 平良 小百合

「憲法Ⅰ」の授業では、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の分野に関する授業を行います。（ただし、適正手続、国務請求権、参政権については、1年次後期の「憲法Ⅱ」で対応するので、取り扱いません。）授業開始時までに、まずは大まかにでも憲法の体系、基本的な考え方を把握するために、教科書として指定した、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）を通読しておいてください。よく分からなかった部分は、チェックしておいて授業時にその部分に注意しながら受講し、再度考えてみてください。また、余力があれば、重要な判例については、長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）に記載されている〈事案〉、〈判旨〉と照らし合わせながら読むと、より理解が深まります。

授業では、いわゆる三段階審査理論を用いて説明していく場面も、多々あります。同理論に基づく渡辺康行ほか『憲法Ⅰ基本権』（日本評論社、2016年）や小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）で、三段階審査とは何かという部分を読んでおくと、理解がスムーズになるでしょう。

## 〈初回授業の予習課題〉

初回の授業までに、必ずmanabaに掲載の第1回のレジュメに目を通すとともに、そこに掲載されている判例について、〈事案〉と〈判旨〉を『憲法判例百選』で確認しておいてください。また設問についても考えておいて下さい。授業時に、判例の事案、判旨や設問に対する受講者の考えを述べてもらいます。

+++++

# 民法Ⅱ 滝沢 昌彦

## 民法とは？

民法とは「市民法」という意味で、一般市民間の法律関係を規律する法律です。こう言うと漠然とした印象を受けるでしょうし、事実、民法の内容は雑多ですが、主に一般市民間の財産関係や家族関係が定められています。私法の基礎的な部分を定めた一般法ですので、他の法律を勉強する際にも「常識」として民法の知識が要求されます。

民法は、全部で1050条まである膨大な法律ですのでいくつかに分けて講義されますが、民法Ⅱでは、いわゆる債権各論（521条から724条の2まで）を扱います。

## 何を学ぶのか？

当然ながら、まずは、どのような条文があるのかを知らなければなりません。しかし、それだけでは足りません。実際の事件に条文を適用しようとする、さまざまな疑問が出てきます（運用上の問題点）。そのような論点については、判例や学説を参考にして条文を「解釈」して解決することになります。

したがって、皆さんは、

- ① まずは、条文を読んで、具体的にはどのような場合を想定しているのか理解し、
- ② 次には、その条文を適用する上で、どのような問題が生じるのかを知り、
- ③ さらに、その問題点について、どのような判例や学説があるのかを調べ、それらを参考に解決を考える

という勉強をすることになります。

## 新学期までの予習

さまざまな予習が考えられます。

### 1. 民法の全体像をつかむこと

上述のように、民法は全体として一つの体系をなしているにもかかわらず、いくつかに分けて講義されます。講義が始まりますとそれぞれの制度や理論についての勉強になり、ともしれば「木を見て森を見ず」の弊害に陥りがちです。したがって、民法を勉強する前に、民法全体をコンパクトにまとめた本を読んで、民法の全体像をつかんでおくことは大変いいことです（これは民法Ⅰの準備にもなります）。例えば道垣内弘人・リーガルベシス民法入門（日経新聞出版社、2017）などが挙げられますが、その他にも、我妻栄・吉永和隆・民法（第10版）（ケイ草書房）や潮見佳男・民法（全）（第2版）（有斐閣）なども入手しやすい本です。

### 2. とりあえずテキストに挑戦すること

他方、「木」を見なければ「森」がどのようなものなのか想像も付きません。その意味では、とりあえずテキストに挑戦してみることも一つの方法かと思えます。

民法Ⅱでは、テキストとして新ハイブリッド民法4債権各論（法律文化社、2018年）を使用します。テキストとは、条文の趣旨、（条文を適用する際に問題となる論点についての）判例や学説を「詰め込んだ」ものであり、辞書みたいものなので一人で読み進めるのは難しいかも知れませんが、挑戦してみる価値はあります。その際、必ず六法を手元に置いて条文を参照するように心がけてください（後述3）。

既に民法を学んだことのある人は、その際に使用したテキストを読み直してよるのもいいと思います。読み直すことで新たな発見があるでしょう。法の解釈には多少なりとも主観的な側面もあるのですから、人によって解釈が異なる可能性もあります。したがって複数の

テキストを持っていることは大変よいことです。既に持っているテキストは捨てないで下さい。

### 3. とりあえず条文を読んでもらうこと

結局は民法の条文の解釈を学ぶのですから、まずは、条文を読んでもらうのもいいでしょう。最初はよく分からないでしょうが、テキストなどを参考にして、どのような場面を想定してどのように規制しているのかを考えてみてください。

「このように学習すればよい」という唯一絶対の方法を挙げることは難しいです。結局は、アッチにぶつかりコッチにぶつかりという試行錯誤を繰り返して自分なりの勉強方法を見つけることになるでしょう。新学期までは、とりあえず自分でジタバタしてみてください。話はそれからです。4月に教室で皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

+++++

## 民法Ⅳ 石綿 はる美

民法Ⅳの授業は、夏学期から始まりますので、春休みの間は、民法Ⅰ・Ⅱの予習を中心に行っていただければと思いますが、家族法について予習をしたい人は、以下のいずれかの教科書の該当箇所を読んで、家族法の概要を理解してみてください。

- ・道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第4版〕』（日本経済新聞出版、2022年）
- ・潮見佳男『民法（全）〔第3版〕』（有斐閣、2022年）
- ・河上正二『鳥瞰 民法（全）』（信山社、2021年）

さらに、学習したい人は、シラバス記載の教科書を読み進める等してみてください。

また、事例演習にチャレンジしてみたい方には、沖野眞已ほか編著『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂、2020年）をおすすめします。

なお、担当者は、学部の民法（家族）の講義も並行して担当します。学部の講義はオンデマンドで実施されます。google classroom（クラスコードは入学後にmanaba内の予習指示からご確認ください）上で、動画を配信しますので、適宜、予習復習にご活用ください。4月から随時、動画等を掲載予定です。

+++++

## 刑法Ⅰ 本庄 武

刑法Ⅰの内容はほぼ刑法各論です。第1回の授業では、ごく簡単な授業のガイダンスを行った後に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像を俯瞰した後に、殺人の罪に検討を加え

ていく予定です。

教科書として、本庄武（編）『ベシス刑法各論』（2022年、八千代出版）を指定します。指定教科書は、主として学部生向けに書かれたものですが、未修者教育にも対応しています。一応、高度な内容にも触れていますが、初学者向けであるため、毎回の講義の予習・復習を進めるためには、もう一冊、より詳しい基本書を用いる必要があります（初回講義でご紹介します）。指定教科書は学修のきっかけとして用いるものとお考え下さい。また、指定教科書の使用は必須ではなく、すでに別の基本書をお使いの場合は、そちらを用いても構いません。

開講までに、指定教科書あるいはすでにお使いの刑法各論の基本書について、一通り目を通しておいてください。もちろんわからない部分があって構いません。特に、刑法総論の知識を前提としなければ、理解できない部分については、後期に総論を学んでから振り返って再度学習するつもりでいてください。なお、刑法Ⅰの授業でも、最低限必要な総論の知識は随時補いつつ進行します。

+++++

## 導入ゼミ 田鎖 麻衣子

※現段階で、特に予習指示はありません。

※事務室注：履修希望者は、別途配布の「導入ゼミの履修に際して」の文書を必ずご確認ください。